

入会に関する審議機関の変更について

本学会では、入会を幹事会、退会を運営委員会の承認事項として対応してきました。責任の一本化を目指して、会員の入退会は本会の運営を司る「運営委員会」で行う変更を提案します。

変更に伴い、以下の会則および細則変更があります。

項目	新	旧
会則第 5 条	会員となるためには、正会員 1 名の推薦を必要とし、 <u>運営委員会</u> の承認を得なければならない。	会員となるためには、正会員 1 名の推薦を必要とし、 <u>幹事会</u> の承認を得なければならない。
会則付則の末尾	改訂 平成 26 年 3 月 2 日 第 5 条を改訂。	(新規)
細則第 1 条	会員となるためには規定の入会申し込み手続きにしたがい、正会員 1 名の推薦を受け、入会金・初年度会費の納入後、 <u>運営委員会</u> の承認を受けなければならない。ただし会員の種別変更については事務局で状況確認し、幹事会の報告事項とする。	会員となるためには規定の入会申し込み手続きにしたがい、正会員 1 名の推薦を受け、入会金・初年度会費の納入後、 <u>幹事会</u> の承認を受けなければならない。ただし会員の種別変更については事務局で状況確認し、幹事会の報告事項とする。
細則付則の末尾	改訂 平成 26 年 3 月 2 日 第 1 条を改訂。	(新規)